

韓国の民事訴訟の増加推移と原因分析

金度炫 (現東國大)

2001年9月15日

「訴訟は敗家亡身」ということわざから分かるように韓国人は法と訴訟による紛争の解決よりは非公式的な方式を通じる「調和」の追求をえり好む文化を持っているという考えが広く受け取られたことがあった。ところが、この命題は最近多くの學者たちの正面攻撃を受けて、その信憑性がかなり薄くなったことが事実である。しかし、この問題に関する総体的で経験的の証拠を示す研究は多くなかったので、本稿では韓国司法部に受け付けられた過去30年間の民事本案事件の数の変化の推移を時系列的に追跡して、簡単にその原因について考察を試みようと思う。

1 時系列の推移

表1で提示されたことのように韓国の司法部に受け付けられた総事件の数は全般的に急増加勢を見せているが、その主な動因は刑事事件よりは民事事件の増加にある。典型的な訴訟の形式の民事本案事件と刑事公判事件をグラフで比べて見ると図1のようであるが、刑事訴訟の増加趨勢は微微たることに反し、民事訴訟は「爆発的」といえるほどに急激に上昇しているのである。刑事訴訟に反して民事訴訟は一般の国民が提起するという事実を注目する必要がある。

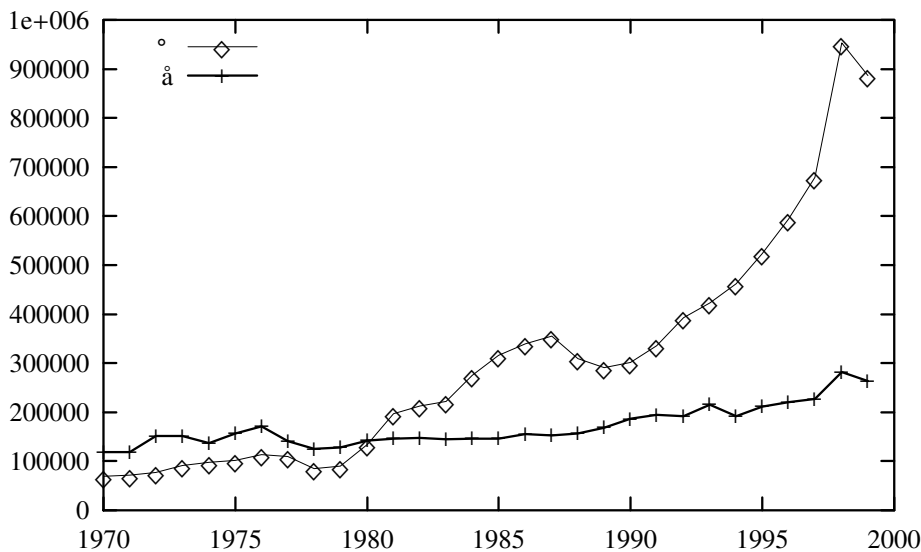


Figure 1: 民事本案・刑事公判事件の数の推移 (1970-1999)

年度	全体事件	民事本案	刑事公判
1970	4,261,351	68,847	119,341
1971	4,280,814	71,400	118,999
1972	4,358,948	77,231	151,356
1973	4,769,864	91,070	151,578
1974	4,591,899	98,441	136,804
1975	4,413,337	102,138	156,424
1976	5,035,328	114,148	171,595
1977	5,643,220	109,597	140,708
1978	6,107,248	85,321	125,569
1979	7,121,444	90,611	128,589
1980	8,392,724	134,204	142,782
1981	9,970,948	197,754	145,667
1982	7,253,418	213,254	147,418
1983	8,887,232	221,635	144,374
1984	8,586,016	274,921	146,323
1985	8,943,886	316,177	145,960
1986	8,225,986	339,644	155,938
1987	8,949,050	355,039	153,151
1988	10,219,645	310,043	156,386
1989	9,799,036	290,847	169,006
1990	10,529,649	302,156	186,184
1991	10,621,950	335,069	194,680
1992	10,153,123	392,727	192,100
1993	11,622,675	422,658	215,744
1994	12,643,561	461,860	192,492
1995	13,433,184	524,065	211,670
1996	13,496,695	593,928	221,262
1997	14,708,976	678,978	226,909
1998	16,253,683	952,591	282,152
1999	16,129,861	886,640	263,576

Table 1: 事件の数の推移 (1970-1999)^a

^a司法年鑑 (法院行政処), 1971-2000。

急上昇の出発点は1980年であり、またこの時期から民事本案事件数が刑事公判事件数を凌駕し始める。この時期は「第二次オイルショック」と呼ばれる経済不況が押し寄せた時でもあり、政治的には朴正熙の開発独裁の幕が下りて—また他の権威主義体制の下でだったが、—民間主導の経済成長政策に転換していく時でもある。

持続的に上昇していた民事訴訟事件数は1988年を前後にして下がる兆候を示す。88年はソウルでオリンピックが開かれた年であるから、このような状況が政治的の統合イデオロギを流傳させることをもって訴訟増加率の緩和を持ってきたという假説を考えることができる。また80年代末はいわゆる「3低好況」の下の高速経済成長の時代であり、このような事情も訴訟増加の趨勢線をしばらく抑えておいたはずである。

しかし、90年代に入ってから80年代の増加趨勢を遙かに凌駕する「爆發」と呼んでもいいほどの様相を示している。80年代の趨勢線の斜めと90年代のそれを比べてみると、このような事実ははっきり現れる。もちろん98年の垂直上昇はIMF救済金融事態が生んだ結果であるが、このような例外的な影響を除いても全般的の急増の趨勢は確然である。

このような時系列の資料から推すと、少なくとも80年代以後の韓国の社會は法と訴訟を敬遠し非公式的の調和をえり好むという既存の固定觀念から逸脱していることが分かる。むしろ韓国人は小さなもめごとさえあれば裁判所に走って行く體勢を持っているように思われる位である。

2 韓・日間の比較

では韓国と日本の両国間の空間的の比較を試みることにする。

年 度	韓国			日本		
	民事 + 行政	推計人口 ^a	人口/訴訟	民事 + 行政	推計人口	人口/訴訟
1995	530,679	45,093	84.97	424,646	125,570	295.71
1996	602,312	45,545	75.62	444,816	125,864	282.96
1997	688,630	45,991	66.79	457,340	126,166	275.87
1998	961,765	46,430	48.28	523,108	126,486	241.80
1999	895,473	46,858	52.33	524,778	126,686	241.41

Table 2: 最近5年間韓日両国の訴訟・人口比較^b

^a単位は1,000人。

^b司法年鑑(法院行政処),1996-2000及び統計庁ホームページ(<http://www.nso.go.kr>)、そして日本最高裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp>)。

表2で分かるように、1999年を比べてみると、韓国の場合は国民52名当たり一人が民事/行政訴訟を提起した反面、日本の場合は241名当たり一人が民事/行政訴訟を提起した。両国間の訴訟提起率の差はおよそ4.6倍に至るのである。そして、その差が95年度には3.4倍であったことを勘案すると年が重なれば重なるほど格差が大きくなる傾向を示すものと判断される。

これにはいろいろな原因があるが、日本の場合は訴訟外的の紛争処理方式が裁判所内外で広範囲にわたり成功的に働いているという事実が先に挙げられる。しかし韓国も裁判所連係型 ADR 装置として包括的「民事調停制度」が行われてからもう 10 年が過ぎた点、また両国間の表面的の数値の差が非常に大きい点などを考慮するとき、一見類似した文化を共有すると思われる両国であるが、少なくとも韓国の場合は非法的の文化という要因が持つ説明力はかなり制限的であると言えよう。

3 政治的な原因

それでは韓国の民事訴訟がこのように急増する趨勢の原因は何なのか。まず、考えられるのは政治的なものである。朴正熙獨裁体制が崩壊された 1980 年を基点として訴訟の増加がはっきり現れた点、1988 年のソウルオリンピックを前後に増加の趨勢はしばらく反転している点、純粹民間政權の「文民政府」出帆以来、訴訟の暴發様相を呈している点などに考慮すると權威主義体制の下に抑壓していた權利意識が急激に噴出をもって民事訴訟の増加を引き起こしたと言える。

しかし、80 年代も 70 年代に劣らない權威主義政權の下にあったという点、87 年の「6 月抗争」以来 2 年間はむしろ訴訟は減少した点、政治状況と財産權紛争の直接な関連性を見つけるのは簡単ではないという点から推して政治的な原因で民事訴訟が急増したという仮説はあまり説得力がなさそうだ。

4 経済的な原因

韓国民事訴訟件数の「暴發的」増加の原因は何よりも経済的なものを優先しなければならぬ。韓国は最近 30 年間年平均 7-8

表 3 は 1970 年度の実質国内総生産と民事訴訟事件数をそれぞれ 100 にして各年度別に経済規模と訴訟事件数の相対的に推移を比較するためのもので、これをグラフに提示したものが図 2 である。全般的にわたって見ると実質 GDP の増加趨勢と民事訴訟数の増加趨勢の間に相互に緊密な関係があることがわかる。従って、経済規模の成長が民事訴訟事件の増加を持ってくるという説明はかなりの説得力があると言える。

各時点を個別的に調べてみると 10

5 社會構造の原因

しかし、図 2 では GDP 趨勢線の斜めより民事訴訟の趨勢線の方が全般的に一層険しいことがわかる。これは民事訴訟増加の主立つ原因が経済的なものに局限されないことを意味する。筆者はこれを社會構造原因という抽象的な概念で把握しようとする。だれでも事情が許せば訴訟を通じて自分の利益を図り、損害を補しようとするのは至極自然な行爲である。問題はこのような行爲をコントロールできる構造的な要因がどれほど存在し、また作動しているのかである。

年 度	実質 GDP		民事本案	
	成長率	指数 ^a	事件数	指数
1970		100.00	68,847	100.00
1971	8.6	108.60	71,400	103.71
1972	4.9	113.92	77,231	112.18
1973	12.3	127.93	91,070	132.28
1974	7.4	137.40	98,441	142.99
1975	6.5	146.33	102,138	148.36
1976	11.2	162.72	114,148	165.80
1977	10.0	178.99	109,597	159.19
1978	9.0	195.10	85,321	123.93
1979	7.1	208.95	90,611	131.61
1980	-2.1	204.57	134,204	194.93
1981	6.5	217.86	197,754	287.24
1982	7.2	233.55	213,254	309.75
1983	10.7	258.54	221,635	321.92
1984	8.2	279.74	274,921	399.32
1985	6.5	297.92	316,177	459.25
1986	11.0	330.69	339,644	493.33
1987	11.0	367.07	355,039	515.69
1988	10.5	405.61	310,043	450.34
1989	6.1	430.36	290,847	422.45
1990	9.0	469.09	302,156	438.88
1991	9.2	512.24	335,069	486.69
1992	5.4	539.90	392,727	570.43
1993	5.5	569.60	422,658	613.91
1994	8.3	616.88	461,860	670.85
1995	8.9	671.78	524,065	761.20
1996	6.8	717.46	593,928	862.68
1997	5.0	753.33	678,978	986.21
1998	-6.7	702.86	952,591	1383.63
1999	10.9	779.47	886,640	1287.84

Table 3: 実質 GDP と民事訴訟事件数の比較^b

^a指数は 1970 年基準。

^b韓国銀行ホームページ (<http://www.bok.or.kr>)
及び司法年鑑 (法院行政処), 1971-2000。

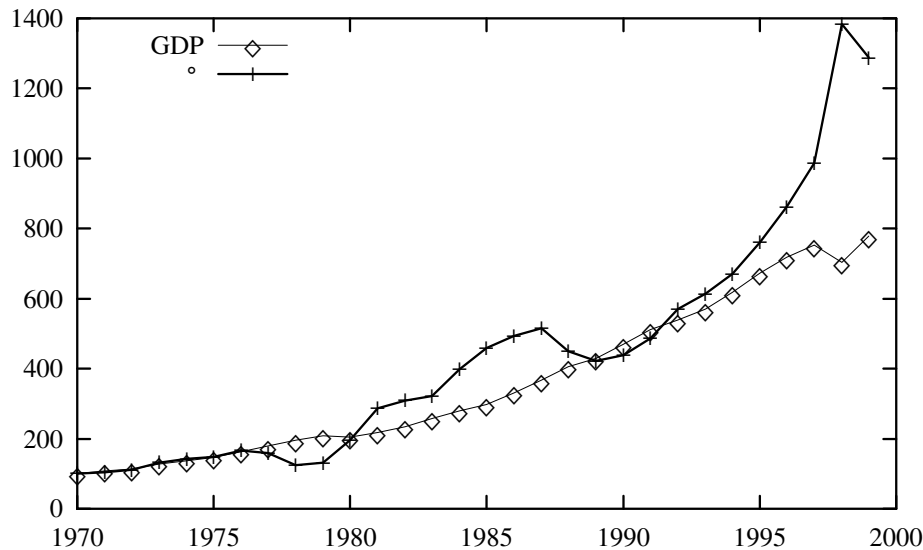


Figure 2: 実質 GDP と民事本案事件の数の推移 (1970-1999)

伝統社会では紛争が公式的に訴訟まで発展するのを防止するいろいろな装置があった。特に伝統的な共同体の特を示している複合関係 (multiplex relationship) は人々の間に粘っこく多面的なつながりを形成しながら紛争の公式化・訴訟化に多くの機会費用を伴うことになった。また、朝鮮後期から社会底辺までしみとおった強力な儒教規範もこのような構造的要因と噛み合っって訴訟を通じた利益を図ることが難しくなった要因として作用したと考えられる。「訴訟は敗家亡身」ということわざはこのような状況で作られたものと推測できる。

しかし、60-70年代を経て産業化・都市化の流れと共に伝統的共同体は次代に崩れて、そのような外面的な近代化の中で紛争の訴訟になる展開をコントロールしていた構造の消え去った。もう、私達は「フンジャンオルシン (韓国の寺子屋の師匠)」の甲高い聲音をもう聞けなくなったばかりでなく fast food で 10 分以内に晝食を取っている。儒教規範は日常的な支配力を失ってから長く、複合関係はなかなか見つけることが難しくなった。もう、人々は自分の最大利益のため訴訟だけではなく百計をめぐらしても濫らなくなった。このような社会構造の変化が「第2次オイルショック」下のマイナス成長という経済的なショックを受け民事訴訟の急増趨勢を引き起こしたと推測できる。

しかし、近代社会だとしてどこでも韓国のように訴訟の「暴発」を経験しているものではない。大陸法系の国家で連邦制を取らない韓国と直接に比較することは難しいが、最近5年間米連邦地方裁判所に新規受け入れた民事訴訟事件数が次の表4に示してあるので推移を略察することができる。

このように米国の場合は少々増加勢はあるがだいたい順調な様子を表わしている。それなら、韓国の急増な趨勢はどう説明できるのか。それは韓国社会の外形的な近代化にもかかわらず、眞の意味の近代化にまだ進入できていない過渡的の状況に起因するものではないかと考えられる。

年度	1996	1997	1998	1999	2000
新受件数	204,409	209,124	199,197	204,329	212,389

Table 4: 米連邦地方裁判所の民事事件新受件数^a

^aアメリカ連邦裁判所ホームページ (<http://www.uscourts.gov>)。

眞の近代的法治主義が定着した社会なら訴訟件数の推移が安定的に表わされるのは妥当である。個別的紛争状況で適用される法原理は何なのかを一般の国民はよく知っているはずである。たとえ知らないとしても、無料または少々の費用で法律専門家の諮問を得られることもできる。職業倫理に徹する法律専門家は不必要な濫訴の申し立たずに顧客と公共の利益に適う訴訟代替手段を自律的に講ずるだろう。このようなところで訴訟は既存の法理で解決するには困る、新たな類型の紛争事件だけに局限したことに新たな法原理を創出する機能を主に遂行することになる。そして、何より国民は法律に対する尊重が幼い頃から心得ており日常生活自体が法律に支配されることになり、法律を戦略的な行為の手段にすることは稀なことだろう。少しユートピア的ではあるが、このような社会なら訴訟を通じた利益極大化の追求をコントロールする近代的な社会構造をもっていると言えるだろう。

ふだん、よく聞かれる「法に従おう」という表現では私達は法治主義ではなく、かえって法に対する戦略的な道具主義を読み出すだけなのである。実質 GDP と民事訴訟事件数の趨勢線の差には間違いなくこのような法治主義の未成熟という原因があると考えられる。要するに韓国の民事訴訟の奔騰様相は経済的な原因に劣らない、伝統的な社会構造と儒教規範が崩壊した後、近代化の社会構造と法治主義が未だに根付いていない「アノミ」的の状況に因るところも大きいと思われる。伝統が消え去った所に近代はまだ到来していないのである。